

令和7年度 岐阜地方最低賃金審議会 第1回運営小委員会議事録

令和8年2月18日(水)

岐阜合同庁舎4階 岐阜労働局B会議室

中家室長	<p>定刻となりました。</p> <p>本日は御多忙のところ、令和7年度岐阜地方最低賃金審議会第1回運営小委員会に御出席賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は労働者代表の村上委員が欠席となりますことを御報告いたします。</p> <p>また、上田労働基準部長は都合により欠席させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本運営小委員会は公開審議としており、公開公示をしたところ、傍聴希望の申出はございませんでした。</p> <p>本会は、期が改まりまして初めての小委員会となりますので、委員長が選出されるまでの間、事務局が進行を務めさせていただきます。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議題1「運営小委員会委員長及び委員長代理の選出について」です。</p> <p>事務局からの提案ですが、委員長を寺本委員に、委員長代理を鷺見委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
労使委員	異議なし。
中家室長	<p>ありがとうございます。</p> <p>委員長に寺本委員、委員長代理に鷺見委員が選出されました。</p> <p>それでは、ここからの進行を寺本委員長にお願いいたします。</p>
寺本委員長	<p>運営小委員会の委員長を仰せつかりました寺本です。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは議事を進めます。</p> <p>議題2「運営小委員会運営規程(案)について」です。</p>

	事務局から説明してください。
中家室長	<p>1 ページ資料 1 「岐阜地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程(案)」を御覧ください。</p> <p>この運営規程(案)は、昨年5月13日に開催されました本審において御確認していただいたものであり、今年度第1回目となる今回の運営小委員会で決定していただくものとなります。内容につきましては、昨年度と同様となります。</p> <p>読み上げます。</p> <p>(資料 1 を朗読)</p> <p>次に運営小委員会の議事並びに議事録の公開について説明します。</p> <p>運営規程(案)において、運営小委員会の議事公開については第3条に、議事録公開については第4条に定められており、いずれも原則公開と定められています。令和6年度から議事を公開し、議事録を労働局ホームページに資料と併せて公開しています。</p> <p>以上です。</p>
寺本委員長	<p>ただ今説明がありました運営小委員会規程(案)について、質問、御意見はございませんでしょうか。</p> <p>労働者側代表委員はいかがでしょうか。</p>
栗本委員	異議ございません。
寺本委員長	使用者側代表委員はいかがでしょうか。
澤村委員	異議ございません。
寺本委員長	<p>特に異議ございませんとのことでしたので、この(案)のとおり決定します。</p> <p>御手元の運営小委員会運営規程(案)の(案)を削除して、附則に本日の日付を御記入ください。</p>

	<p>次に、議題3「令和8年度岐阜地方最低賃金審議会の審議方針について」です。</p> <p>事務局から説明してください。</p>
中家室長	<p>3ページ、資料 2「令和8年度岐阜地方最低賃金審議会審議方針(案)」を御覧ください。</p> <p>審議方針(案)については、下線を付した箇所が変更点ですが、年度と改正日を8年度のものに更新しています。</p> <p>内容は本年度と同様であり、県最賃は10月1日、特定最賃は12月21日の改正発効を目途としています。</p> <p>それでは読み上げます。</p> <p>(資料 2を朗読)</p> <p>以上です。</p>
寺本委員長	<p>それでは、審議方針(案)について、労働者代表、使用者代表、御意見はございませんか。</p>
川本委員	<p>「目途とする」とはどう受け取ればよいのでしょうか。</p>
中家室長	<p>従来どおりの解釈に変わりはありません。結果は審議の状況次第となりますが、その日に発効することを目指して審議していただくという意味であると考えております。事務局から、この日でないと駄目だという事ではありません。</p>
寺本委員長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>では、この審議方針(案)を3月19日の本審で報告することとします。</p> <p>次に、議題4「令和8年度岐阜地方最低賃金審議会の審議運営について」です。</p> <p>事務局から説明してください。</p>
中家室長	<p>日程(案)については後程提案させていただきます。</p> <p>まず、審議運営について説明します。</p> <p>1つ目は議事公開についてです。</p> <p>今年度開催されました、公労使三者が集まって議論を行う本審、各最低賃金専門部会及び運営小委員会については専門部会の二者協議を除き、傍聴人を入れ、議事を公</p>

	<p>開するとともに議事録、資料を岐阜労働局ホームページに掲載して公開し、加えて岐阜県最低賃金改正の答申にかかる公益委員見解を作成し、同じくホームページに掲載して公開しました。</p> <p>最低賃金専門部会のうち、公労、公使の二者協議につきましては、議事の公開により率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、部会長判断により非公開としております。</p> <p>令和8年度についても同様の公開範囲とすることを提案いたします。</p> <p>2つ目は、岐阜県最低賃金の改正諮問後における関係労使からの意見聴取と審議会における意見陳述についてです。</p> <p>岐阜県最低賃金の審議に際しては、最低賃金法第25条第5項及び最低賃金法施行規則第11条に基づき、関係労使に意見を求めており、例年意見書が提出されているところです。加えまして、令和6年度から意見書を提出した者のうち、意見陳述を希望する者を選定し、本審において意見陳述を実施しております。</p> <p>令和8年度もこの意見陳述を実施したいと考えております。5ページ資料3の日程案で言いますと、7月29日の第495回本審での実施となります。</p>
寺本委員長	<p>ただ今説明がありました議事公開と意見聴取、意見陳述につきまして御意見をお伺いします。</p> <p>労働者代表委員からお願いします。</p>
栗本委員	<p>特にございません。</p>
寺本委員長	<p>使用者側代表委員はいかがですか。</p>
澤村委員	<p>確認ですが、意見陳述の日は、7月29日ということでしょうか。</p>
中家室長	<p>県最賃の意見陳述ですので、今年度と同じタイミングの本審で考えています。</p>

寺本委員長	<p>それでは、異議なしということで承りました。</p> <p>議事公開と関係労使からの意見聴取及び意見陳述については、どちらも今年度と同様の範囲で行うことを3月19日開催の本審において報告することとします。</p> <p>事務局、続けてください。</p>
中家室長	<p>続きまして、実地視察についてです。</p> <p>実地視察とは岐阜県最低賃金改正に係る審議、特定最低賃金改正の必要性に係る審議及び金額審議における意見聴取方法の一つであり、公労使の各側委員に地域、産業の実態を直接認識していただくことを主眼とするものです。具体的には事務局が視察事業場を選定し、公労使の各側委員に事業場を訪問していただき、事業場の関係労使から意見聴取を行っていただくものです。</p> <p>直近では平成29年度に実施しましたが、この際に各側委員から実施の必要性に関して疑問が呈されたことから、以降今年度まで実施しておりません。</p> <p>実地視察の実施について御協議をお願いします。</p>
寺本委員長	<p>ただ今説明がありました実地視察について、御意見をお伺いします。</p> <p>労働者代表委員いかがでしょうか。</p>
栗本委員	<p>今年度についても必要ないと思います。</p>
寺本委員長	<p>使用者代表委員はいかがでしょうか。</p>
澤村委員	<p>実地視察の必要はないと考えます。</p>
寺本委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、実地視察につきましては必要ないとの意見がありました。その旨実施を求める御意見がないということで、3月19日の本審において報告することとします。</p> <p>事務局、続けてください。</p>
中家室長	<p>続いて、特定最低賃金の改正決定に係る審議運営です。</p> <p>今年度から審議時間を十分確保するために、特定最低賃金改正決定の必要性の有無に係る諮問日を県賃改正諮</p>

	<p>問の日に併せて行いました、令和8年度も今年度と同様に、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る諮問日を岐阜県最低賃金の改正諮問を併せて行うことを提案します。</p> <p>これに伴って、特定最低賃金の改正の申出期限は今年度と同様6月下旬となります。</p> <p>次に意見聴取ですが、産業界の意見を審議に反映させるため、今年度と同様に、労使双方が意見書を提出することとし、加えて希望する業種については、参考人の意見陳述を実施することを提案します。</p> <p>具体的な日程としては、8月上旬までに労使双方が意見書を提出するものとし、参考人による意見陳述を希望する業種については、事前に原則各業種の労使それぞれ1名申し出ることにします。意見陳述の時期は8月下旬の県最賃の異議審日と同日となる、特定最低賃金改正の必要性の答申に係る本審において参考人の意見陳述を実施することを提案します。</p> <p>なお、改正の必要性の有無に係る答申の審議日までに労使双方のイニシアティブを発揮していただきますよう重ねてお願いいたします。</p> <p>続いて金額改正審議における審議運営についてです。意見聴取については今年度同様、労使双方が意見書を提出することとします。</p> <p>以上が特定最低賃金の改正決定に係る審議運営に関する提案となります。</p>
寺本委員長	<p>ただ今説明がありました、特定最低賃金に係る審議運営について、御意見をお伺いします。</p> <p>労働者代表委員いかがでしょうか。</p>
栗本委員	<p>確認させていただきます。意見書の提出は8月上旬で、参考人の陳述は8月下旬ということでしょうか。</p>
中家室長	<p>具体的に言いますと、本年度は意見書の提出をいただいたのが8月13日前後でした。一昨年は8月3日前後でした。意見陳述を異議審の日に行うとすると、5ページの</p>

	案でいくと8月21日を予定しております。意見陳述と審議をしていただいて、必要性の答申をいただけたらと考えています。
寺本委員長	よろしいでしょうか。 それでは使用者代表委員はいかがですか。
川本委員	2点確認させていただきます。意見書は2種類ありますね。改正決定の必要性の有無に関する意見書と金額審議の意見書。両方提出することで変わらないということですか。
中家室長	変わらないと考えております。
川本委員	最初の意見書が8月上旬で、改正決定することになったときの意見書はいつですか。
中家室長	5ページの案でいきますと、9月25日が1回目の合同専門部会を計画させていただきましたのでそれまでにはと考えますが、具体的には3月19日の本審でお示ししようかと考えております。
川本委員	2つ目の意見書は、改正の必要性がない場合には必要がないということですね。
中家室長	はい。
川本委員	必要性の有無の答申日は8月21日ということでしょうかね。
中家室長	その日に審議をしていただいて、ということで。
寺本委員長	よろしいでしょうか。 それでは、特定最低賃金の改正に係る審議運営については、必要性の有無に係る諮問日は県最賃の改正諮問日と併せて行うこと。意見聴取については、労使双方意見書を8月上旬までに提出し、参考人による意見陳述を希望する業種については、8月下旬の県最賃の異議審日と同日の必要性答申の本審日に行うこと。金額改正審議においても労使双方が意見書を提出することを3月19日開催の本審において報告することとします。

	<p>続いて事務局から説明してください。</p>
<p>安藤 室長補佐</p>	<p>それでは審議日程について御説明します。</p> <p>令和8年度の審議日程につきましては、昨年5月13日開催の第487回岐阜地方最低賃金審議会において、令和8年3月19日開催予定の第493回岐阜地方最低賃金審議会で令和8年度の全日程を決定することを議決しておりますので、それを踏まえて説明させていただきます。</p> <p>9ページ資料 5「令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表」を御覧ください。</p> <p>先程審議いただきました審議方針に基づき、県最賃の改正発効日を10月1日とするには、8月5日（水曜日）が答申の期限となり、異議審は8月21日（金曜日）の午前中が開催期限となります。</p> <p>また、これまで期の2年目の6月上旬に翌年度下半期審議日程の調整に係る運営小委員会を開催していましたが、令和8年度の全日程を3月に決定するため、この運営小委員会は開催しないこととなります。</p> <p>次に令和8年度最初の会議として、7月初旬に県最賃改正諮問と特定最低賃金改正の必要性諮問に係る本審、7月下旬から8月上旬にかけて、目安の伝達及び特定最賃改正の必要性審議等に係る本審と、第1回から第4回までの県最賃専門部会、そして県最賃の答申に係る本審を開催。</p> <p>8月下旬に、県最賃改正答申に係る異議審と特定最賃改正の必要性の答申に係る本審。</p> <p>9月下旬に特定最賃の合同専門部会。</p> <p>10月上旬から中旬に各特定最賃の専門部会を開催し、10月下旬に本審、11月上旬に特定最低賃金改正答申に係る異議申出についての本審を開催したいと考えております。</p> <p>それでは、5ページ資料 3「令和8年6月～10月審議会・専門部会等日程（案）」を御覧ください。</p>

県最賃改正諮問及び特定最賃改正の必要性諮問に係る本審を7月1日（水曜日）午前10時00分から
県最賃改正の目安伝達等に係る本審を、
7月29日（水曜日）午後1時30分から
第1回県最賃専門部会を、
同日の本審終了後の午後3時00分から
第2回県最賃専門部会を、
8月3日（月曜日）の午後1時30分から
第3回県最賃専門部会を、
8月4日（火曜日）の午後1時30分から
第4回県最賃専門部会を、
8月5日（水曜日）の午前9時30分から
県最賃の答申に係る本審を、
第4回県最賃専門部会終了後の同日午前11時00分
から。
県最賃の改正答申に関する異議申出に係る本審を、
8月21日（金曜日）午前9時30分から
開催したいと思います。
なお、目安伝達の日程が遅れ、8月5日に県最賃の答申
が出来ない場合の予備日として、
8月7日（金曜日）午前9時30分から第4回県最賃
専門部会
同日午前11時00分から本審
8月21日の異議審の予備日として、
8月25日（火曜日）午前9時30分から本審
とする案としています。
資料5ページに戻りまして、特定最低賃金合同専門部
会を、
9月25日（金曜日）午後2時00分から
第2回航空機専門部会を、
10月2日（金曜日）午後1時30分から
第2回電機専門部会を、
10月5日（月曜日）午後1時30分から

	<p>第2回自動車専門部会を、 10月7日（水曜日）午後1時30分から 第3回航空機専門部会を、 10月9日（金曜日）午後1時30分から 第3回電機専門部会を、 10月14日（水曜日）午後1時30分から 第3回自動車専門部会を、 10月19日（月曜日）午後1時30分から 特定最低賃金の答申に係る本審を、 10月21日（水曜日）午前10時00分から 続きまして、7ページ資料 4「令和8年11月～令和9年3月審議会等日程（案）」を御覧ください。 特定最低賃金の答申に関する異議申出に係る本審を、 11月6日（金曜日）午前10時00分から 運営小委員会を 令和9年2月15日（月曜日）午後2時00分から 特定最低賃金の意向表明にかかる本審を 令和9年3月17日（水曜日）午後4時00分から それぞれ開催する提案をさせていただきます。</p>
<p>中家室長</p>	<p>補足説明をさせていただきます。 県最賃に係る日程です。 県最賃の審議は中央最低賃金審議会の目安答申がなされた後に実質的な審議が開始されることから、中央最低賃金審議会の日程、目安伝達日は県最賃の審議日程に影響を及ぼします。 目安の伝達ができる時期を7月下旬の後半と想定しますと、8月1日、2日は土曜日、日曜日であり、審議方針のとおり10月1日発効を目指す日程としますと、公労使の合意が前提ではありますが、8月5日の午前中が答申期限となります。 そのため、専門部会の予備日を県最賃答申予定の本審開始日より前に取ることが難しいため、予備日を8月7日として設定しました。</p>

	<p>また、答申日が遅れますと、異議申出の公示期間の関係もありますので、異議審も同じように遅れますので、8月25日を異議審の予備日としたという経過になります。いつもよりはイレギュラーな予備日となりますが、御理解をいただきたいと思っております。</p> <p>ただ今御提案しました予備日を含めた日程について、御協議をお願いします。</p>
寺本委員長	<p>ただ今説明がありました審議日程（案）の設定について、御意見をお伺いします。</p> <p>労働者代表委員からお願いします。</p>
栗本委員	<p>異議ございません。</p>
寺本委員長	<p>使用者代表委員はいかがですか。</p>
澤村委員	<p>異議ございません。</p>
寺本委員長	<p>それでは、ただ今いただきました審議日程（案）を3月19日開催の本審で報告することとします。</p> <p>次に議題5「特定最低賃金の意向表明について」です。事務局から説明してください。</p>
安藤 室長補佐	<p>令和8年度に改正申出を行う業種につきましては、意向表明書を御提出いただきますが、3月19日の本審で報告したいと思っております。事務局の準備もございませぬので、出来ましたら3月上旬までに御提出いただきますようお願いいたします。なお、昨年度は3月3日に御提出いただいております。</p> <p>改正申出に必要な労働者数についてはは13ページ資料6に一覧表を入れておりますので、御確認をお願いします。</p> <p>以上です。</p>
寺本委員長	<p>ただ今の説明について何かございますか。</p>
労使委員	<p>（意見なし）</p>

寺本委員長	それでは議題6「その他」ですが、事務局から何かありますか。
中家室長	事務局からは以上です。
寺本委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これをもちまして本日の運営小委員会は閉会とします。</p> <p>委員の皆様お疲れさまでした。</p>